

公 示

令和7・8年度に沖縄地区税関及び沖縄国税事務所において行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

審査部局長
沖縄地区税関長 庄子 真憲

1. 契約の種類及び業種区分

(1) 建設工事(総合建設工事)

1. 土木一式工事 2. 建築一式工事

(2) 建設工事(総合建設工事以外の工事)

1. 大工工事 2. 左官工事 3. とび・土工・コンクリート工事 4. 石工事 5. 屋根工事 6. 電気工事
7. 管工事 8. タイル・れんが・ブロック工事 9. 鋼構造物工事 10. 鉄筋工事 11. 舗装工事
12. しゅんせつ工事 13. 板金工事 14. ガラス工事 15. 塗装工事 16. 防水工事 17. 内装仕上工事
18. 機械器具設置工事 19. 熱絶縁工事 20. 電気通信工事 21. 造園工事 22. さく井工事
23. 建具工事 24. 水道施設工事 25. 消防施設工事 26. 清掃施設工事 27. 解体工事 28. その他

(3) 測量・建設コンサルタント等

1. 測量 2. 建築士事務所 3. 建設コンサルタント 4. 地質調査 5. 補償コンサルタント
6. 土地家屋調査 7. 計量証明 8. その他

2. 申請の時期及び方法等

(1) 申請受付期間

令和7年1月6日から令和7年2月6日(当日、消印有効)までを定期の申請受付期間とする。

定期の申請受付期間経過後においても随時受付を行うが、その場合には令和7年4月1日以降の入札に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所

沖縄地区における審査事務は、沖縄地区税関において行うので、郵送により下記まで提出すること。

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎3号館6階会計課

沖縄地区税関 会計課営繕係 電話 098-996-5527

*「等級決定通知書」を送付するため、郵便切手を貼った返信用封筒を申請書類とともに提出すること。

* 返信用封筒サイズ及び返信資料等の重さを考慮し、切手の金額不足がないようにすること。

* 提出については窓口持参か郵送受付とする。なお、窓口持参の場合は事前に営繕係まで連絡下さい。

(3) 申請書の入手方法

申請書等の様式及び申請書作成要領は沖縄地区税関ホームページからダウンロードすること。

【 沖縄地区税関ホームページアドレス <http://www.customs.go.jp/okinawa/> 】

(4) 申請書添付書類

A 建設工事

- ① 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定通知書の写し
(定期の申請受付期間内に申請する者は、申請日の直前に通知を受けたもので、かつ、審査基準日が令和5年6月30日以後のもの。)
- ② 工事経歴書 (別紙第1号の2様式)
- ③ 営業所一覧表 (別紙第1号の3様式)
- ④ 適用除外誓約書 (別紙第1号の4様式) ※該当する場合のみ提出
- ⑤ 納税証明書その3等(次の各税に係るもので、申請日から3ヶ月前までに発行されたもの。写し可)
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・「法人税」(法人の場合)又は「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」(個人の場合)
- ⑥ 建設共同企業体協定書の写し(経常建設共同企業体による場合に限る。)
- ⑦ 官公需適格組合証明書の写し(官公需適格組合による場合に限る。)
- ⑧ 企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し(グループ経営事項審査の結果による場合に限る。)
- ⑨ 企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し(持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。)
- ⑩ 合併等に係る契約書の写し(合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。)
 - * なお、「物品の製造・販売業者等のうち『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項ただし書きの規定により建設業者と見なされる者」については、①の書類に代えて次の⑪～⑫の書類を添付するものとする。
 - ⑪ 登記事項証明書(法人の場合) (写し可)
 - ⑫ 財務諸表類(直前2年度分)
 - * 令和5・6年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続(以下「更生手続等」という。)の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の⑬～⑮の書類を合わせて添付するものとする。
 - ⑬ 更生手続等開始の決定書の写し
 - ⑭ 貸借対照表及び損益計算書
 - ⑮ 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

B 測量・コンサルタント等

- ① 測量等実績調書 (別紙第2号の2様式)
- ② 技術者経歴書 (別紙第2号の3様式)
- ③ 営業所一覧表 (別紙第2号の4様式)
- ④ 登記事項証明書(法人の場合) (写し可)
- ⑤ 登録証明書等の写し(各種登録規定等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類)

⑥ 納税証明書その3等(次の各税に係るもので、申請日から3ヶ月前までに発行されたもの。写し可)

- ・消費税及び地方消費税
- ・法人税(法人の場合)又は所得税(個人の場合)

⑦ 財務諸表類(直前1年度分)

(※注)申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって①～⑤及び⑦に掲げる書類に代えることができる。

イ. 測量業者(測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。)

測量法第55条の8に規定する書類の写し

ロ. 建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

建設コンサルタント登録規定第7条第1項に規定する現況報告書の写し

ハ. 地質調査登録業者(地質調査業者登録規定(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

地質調査業者登録規定第7条第1項に規定する現況報告書の写し

ニ. 補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規定(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。)

補償コンサルタント登録規定第7条第1項に規定する現況報告書の写し

(5)申請書等の作成に用いる言語等

- ① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- ② 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3. 競争に参加することができない者

(1)契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2)次の各号の一に該当すると認められる者及びこれを代理人、支配人その他使用人として使用する者で、その事実があった後2年を経過していない者

- ① 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の執務を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ⑥ 一般競争(指名競争)参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3)建設工事に係る競争については、次の各号の一に該当する者

- ① 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(告示(平成20年国土交通省告示第85条をいう。)第1第1号の2に規定する審査基準日が一般競争(指名競争)参加資格の申請をする日の1年7月前の日以後のもの。(ただし、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康

保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものでそれぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出できる場合を除く。))を受けていない者(ただし、「物品の製造・販売業者等のうち、『畳工事』、『厨房工事』、『衛生施設等の工事』に準ずる行為を行う者」又は「建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項ただし書第100号)第3条第1項ただし書の規定により建設業者とみなされる者」については除く。)

- ② ①に記載する審査を受けている者のうち、建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評価値通知を受けていない者

(4) 測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

4. 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に付そうとする契約の予定価格が、次表「①」欄に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査において、次表「②」欄に示す等級に格付けされていることを要するものとする。

(2) 資格審査においては、財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加資格審査事務等取扱要領第8に掲げる資格審査項目ごとに審査し、同要領別表附与数値表により得られる附与数値を使用し、同要領第9の規定に基づき各等級に格付けするものとする。

契約の種類	予定価格①	等級②	数値
総合建設工事	72,000万円以上	A	1,250以上
	30,000万円以上 72,000万円未満	B	1,100以上 1,250未満
	6,000万円以上 30,000万円未満	C	850以上 1,100未満
	6,000万円未満	D	850未満
総合建設工事以外の工事	1,500万円以上	A	900以上
	500万円以上 1,500万円未満	B	700以上 900未満
	500万円未満	C	700未満
測量・建設コンサルタント等	1,000万円以上	A	145以上
	350万円以上 1,000万円未満	B	85以上 145未満
	350万円未満	C	30以上 85未満

5. 資格審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を「等級決定通知書」により通知(郵送)する。

(注)「等級決定通知書」を送付するため、郵便切手を貼った返信用封筒を申請書類とともに提出すること。

6. その他

(1) 競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。

なお、定期受付により資格を付与される日は、原則、令和7年4月1日とする。

(2) 沖縄地区税関において決定された資格は沖縄地区税関及び沖縄国税事務所に対して有効である。

(3) 沖縄地区以外の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、沖縄地区の財務省関係機関においても資格を得ようとする者は、「競争参加資格者名簿登録申請書」及び添付書類を提出すればよいものとする。

(4) 一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない。(経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。)